

東成医セ発第2003号
令和4年9月5日

あ て 先	矯 正 局 長 殿 東 京 矯 正 管 区 長	発 信 人	東日本成人矯正医療センター長
自殺既遂事案について			
<p>1 事故発生日及び概要</p> <p>令和4年8月31日午後10時9分頃、看守部長[]（以下「[]看守部長」という。）が当センター[]を視察したところ、同室内ベッド奥側（外窓側）の柵に白い帯状の物が結び付けられており、ベッド上に同室収容[]受刑者[]（以下「事故者」という。）の姿が認められなかったため、同居室視察窓越しに、複数回にわたり事故者に呼び掛けたものの、事故者からの応答がない状況にあった。</p> <p>このため[]看守部長は、その旨を夜勤監督副看守長[]（以下「[]副看守長」という。）に対しPHSにて電話報告した上、同居室食器口扉を開放し同食器口越しに、更に複数回にわたり事故者に呼び掛けたものの、事故者からの応答がなかったことから、同時11分、非常ベル通報した。</p> <p>同時12分、[]看守部長の電話報告により駆け付けた[]副看守長が同居室を開扉した後、[]副看守長及び[]看守部長が入室して同居室内を確認したところ、事故者は、[]ベッド柵にランニングシャツの裾部分を結び付け、同ランニングシャツの両肩ひも部分に首を通し、[]している状況を発見したため、直ちに[]看守部長が事故者の身体を抱え上げ、[]副看守長が事故者の頭部を同ランニングシャツから脱した後、非常ベル通報により監督当直者看守長[]（以下「[]当直長」という。）及び当直医師[]（以下「[]医師」という。）ほか複数の職員が駆け付け、看護師らが事故者をベッド上に移動させた上、[]医師の指示を受けた看護師らが事故者に対し心肺蘇生術等の救命措置を実施したものの、同時41分、[]医師により事故者の死亡が確認された。</p> <p>なお、令和元年9月19日付けセンター長指示甲第23号「刑務官勤務要領」の改定についてにより、同居室は、原則として20分以内に1回以上の頻度で巡回するよう規定されていたところ、看守部長[]が、同日午後9時53分頃（本件事案発見の約16分前）に同居室を視察した際、本人がベッド上で布団の中に仰臥していた状況を確認している（最終生存確認）。</p> <p>2 事故者身分等</p> <p>(1) 身分 []受刑者</p> <p>(2) 氏名 []</p> <p>(3) 生年月日 []</p>			

(4) 罪名

(5) 刑名、刑期

(6) 刑の起算日

(7) 刑の終了日

(8) 入所度数

(9) 制限区分及び優遇区分

(10) 所内における行状

(11) 住所

(12) 国籍

3 推定事故原因

現在調査中であるが、
という遺書と思われる内容が記載された
が発見されている。

4 事故に対し採った措置

- (1) 上記1記載のとおり、駆け付けた職員らが事故者の居室を開扉したところ、ランニングシャツの裾部分をベッド柵に結び付け、両肩ひも部分に首を通し
状況であったため、直ちに職員らが、事故者の身体を抱え上げて事故者の首からランニングシャツを脱した後、事故者をベッド上に移動させ、
医師の指示により、心肺蘇生術等の救命措置を実施したものの、同時41分、
医師により事故者の死亡が確認された。
- (2) 同年8月31日午後10時20分、心肺停止により
されているところ、同時40分、
当直長が検察庁検事
(以下「
検事」という。)に対し、その旨を電話通報した。また、同通報中、
看守長が上記(1)に係る事故者死亡の報告を受けたため、同時42分、併せて事故者が死亡した旨を
検事に通報した。

(3)

- (4) 同日午前1時37分から同2時8分まで、事故者の居室において、
検事ほか6名により現場検証が実施された。
- (5) 同日午前2時22分から
において、司法検視が実施され、
検事から、
であることが明らかであることから、
旨の決定が下された。

5 その他

- (1) 収容人員等について
事故発生当日の閉室人員は250名、
の収容人員は40名(いずれも事故者を含む。)である。
- (2) 公表関係について
同日午後6時39分、立川市政記者クラブへ公表したところ、同月2日、東京新聞1社から電話による取材があった。